

第13回議会改革検討特別委員会

日時：平成27年4月20日（月）午前9時50分～

場所：市議会委員会室

- 議員改選後、新たな構成委員により初めての委員会でもあったため、これまでの検討内容の確認を行いました。確認後、次の事項について、実施の是非及び実施時期等の協議・検討を行いました。

1) 常任委員会の所管事務の見直しについて

市議会で設置している3常任委員会において、できるだけ慎重な審議を行えるようにするため、常任委員会の所管事務の見直しについて協議を行い、6月定例会で条例改正案を提出することとした。

2) 一般質問の答弁者の順番について

議員が複数の質問を一括で質問した場合、質問の順に答弁されないケースがあり、傍聴人及び議員が答弁内容を把握しづらい面があったため、答弁内容をより理解できるようにするため、これまで特段取り決めのなかった市長以下の答弁の順番を、一般質問の通告（注1）した項目順に答弁していただくよう理事者側（市長部局等）に要請することとした。

注1： 議員が議会本会議において一般質問を行う場合、事前に通告（届出）することになっています。その際に複数の質問をする場合、届け出た質問項目順に番号が付されています。